



## 地域史を根拠とする自治体間交流の諸相 —交流締結経緯の分析から—

及川祥平

成城大学グローバル研究センターポストドクター研究員

shohei.oikawa317@gmail.com

(受理：2015年1月8日，採択：2016年2月6日)

---

### 要旨

歴史的イベントや人物のつながりを根拠として、国内自治体間で姉妹都市関係を結ぶ事例が存在する。本稿では、自治体による地域史の取り扱いへの関心から、それらの自治体間交流の締結根拠に分析を加える。具体的にいえば、地域史を締結根拠とする国内姉妹都市には、関係を過去に遡及して見出しつつ交流を創造するケースと、過去の何らかの個人間・集団間の交流を自治体間交流へと拡張するものがあることを確認する。前者については、地域の文化資源の効果的活用を意識した連携の側面がうかがえること、後者については過去の公共化と次世代への継承の意志がうかがえ、姉妹都市関係の締結は記憶装置の産出と見なし得ることが明らかになった。

キーワード：国内姉妹都市，文化的記憶，歴史表象，歴史上の人物

---

### はじめに

現代の人々の暮らしは、親族や近隣関係、村落組織・自治組織などの対面的な社会的ネットワークのみならず、自治体という行政区分にも規定されている。現代生活の「当たり前」なあり方は行政サービスとの関連のもとで組み立てられているし、生活は自治体というフレームを意識しながら構想されている。また、多くの人々が行政に対して不満なり期待なりを抱きながら日々を送っていることは、日本で調査を行なうフィールド科学の研究者であれば、誰しも実感できることであろう。これまで、民俗学は対面的な社会的ネットワークへの注目によって人々の生活を解き明かすことに努めてきたが、行政体の営為と生活・文化の影響

関係について、適切かつ十全に議論を深めてきたとは言い難い。民俗学がフィールドワークによって「現在」の生活者に向き合う学問であるならば、この点は課題として強く考慮されるべきであろう。近年、市町村合併に伴う生活変化を把握しようとする取り組みがなされるなど（小島 2015）、この点に関する問題意識は共有されつつあると認識しているが、まだ議論は僅少である。

以上の問題意識をふまえ、本稿では、自治体の営為の中でも自治体間で友好・互助関係を結ぶ動き（多くは姉妹都市・友好都市を称す）に注意を向ける。姉妹都市・友好都市はグローバルな市民交流の文化である。後述するように、第二次世界大戦後、姉妹都市（sister city や twin town）という国際的な都市間提携のあり方に各国で関心が高まる中で、日本にもそのような文化がもたらされた。それが国内都市間関係に展開した結果として、本稿が対象とするような事象が生起しているわけであるが、国際的なムーブメントが日本国内の自治体間連携を導いたという点で、グローバルな潮流がローカル化した現象ともいえるだろう。このような自治体間連携は都市と農村との間の交流を生み出し／促し、余暇の過ごし方やツーリズムのあり方において人々の生活に影響を及ぼす一方（鈴木 2002）、震災その他非常時の救援物資の応酬といった防災面（山田 2012）、産業振興といった面でも社会的重要性を増している。

本稿で行なうのは、国内自治体が、なんらかの理由づけとともに友好交流協定を取り結ぶ際の論理の分析である。むろん、民俗学的に言えば、交流の実態ないし人々の体験の次元を照射する作業こそ実りあるものと言える。本稿の分析はそのようなアプローチに向けた基礎的作業として位置づけたい。とりわけ、多様な姉妹都市関係の中でも、本稿は交流締結の論理に地域史上の人物や出来事が持ち出されてくるケースに焦点をあて、自治体が過去とどのように向き合おうとしているのか／過去をどのように活用しようとしているのかを明らかにする。自治体間交流の根拠に「過去」が持ち出される様態に注目することは、日本人の過去への態度を考える上でもきわめて重要な議論へと接続していくものといえるだろう。国家でもなく個人でもなく、その中間の地方政体の歴史認識を問題化することが可能になるからである。

本稿では、まず、姉妹都市という国際的な自治体間交流の文化がどのように発生し、また日本においてどのように受容されたのかを概観し（1）、次に、『全国市町村要覧』を素材に国内姉妹都市の総数と全体的傾向を把握する（2）。それらをふまえ、自治体間交流の締結の論理に、地域史がどのように関連づけられているのかを明らかにする（3）。これにより、姉妹都市関係締結という現象を、歴史の資源化研究および記憶研究の文脈において把握する基礎を構築したい。

## 1. 日本における姉妹都市の歴史

「姉妹都市」について、共有されている明確な定義は存在しない。国土交通省の平成 17 年（2005）の『姉妹都市交流の観光への活用に関する調査』においても、明確な定義は行なわ

れているとはいえない（国土交通省 2005）。同調査は、自治体国際化協会の定義を参照しているが、同協会も後述のように統計処理の指針を示してはいるものの、『広辞苑』等の辞書の解説を引きながら、定義することの難しさを指摘している。厳密な定義の設定は多様な交流を理解することに「なじまない」というのである<sup>1)</sup>。「姉妹都市」という言葉は、明確な境界を引かれぬまま人々に一定の意味内容ないしはイメージを喚起させつつ流通しているのであり、これまでの学術的調査もこれへの定義を戦略的に回避してきたといえる。ここではそのおおまかな輪郭をつかむために、辞書の解説を一例紹介しておく。『日本国語大辞典』（縮刷第1版）は「文化交流や親善を目的として外国の都市と特別に親密な関係を取り結んだ二つの都市」という解説をあてている。語義的レベルでは、姉妹都市は国を異にする都市間の交流として解説されている点に注意しておきたい。この点を掘り下げるために、このタームの歴史を簡単に確認しておく。

姉妹都市は国際交流のあり方を示す言葉として、アメリカ経由でもたらされた。日本で最初の姉妹都市締結は、昭和30年（1955）に長崎市がアメリカのセントポール市と交わした盟約である。国を異にする自治体同士で締結される関係として受容されたわけであり、本稿が注目する国内都市間の姉妹都市締結はここから派生した現象といえるだろう。

海外で都市間の友好提携の動きが一般化していくのは、第二次大戦後、世界平和を希求する動きの中で、アメリカの34代大統領ドワイト・D・アイゼンハワーが、昭和31年（1956）に提唱した「People to People Program」の影響が大きかったとされている。「People to People Program」は、世界平和のためには国家間の盟約のみではなく、「市民間」の教育や文化交流が不可欠だとする認識を理念としている。これ以後、国際的に姉妹都市関係が急増していく。日本では昭和30年代以降、国際姉妹都市が急増するが、明確にアイゼンハワーの思想に自治体代表者が共鳴した結果、国際姉妹都市締結に踏み切ったという事例も散見する。たとえば、昭和37年（1962）の福岡県福岡市とアメリカのオークランド市との姉妹都市締結は、アイゼンハワーの言葉に賛同した当時の市長が姉妹都市の候補地としてオークランド市を含むいくつかのアメリカの都市を候補地として選出し、昭和36年（1961）9月、市長がオークランド市長に直接面会したことを契機に、両市に姉妹都市委員会がつくられ、提携実現に結びついていった。

日本における初期の国際姉妹都市はアメリカの都市を主要な対象としていた。『朝日新聞』昭和34年（1959）11月26日号（夕刊）7頁の記事「ふえる“姉妹都市”」では、そのような動きは「目立たぬブーム」として表現されているが、当然、この段階では、多くの人々にとって「姉妹都市」は自明の文化ではなかった。同記事は「『姉妹都市』というのはアメリカ人の発想で、『都市提携』または『都市同盟』というのが正式の名」であるとし、「同規模の都市が国際的に姉妹縁組をし、文化、産業、観光などの発展のためお互いに協力しようというわけで、姉妹都市という言葉が示すように精神的なものである」などと、姉妹都市の基礎的解説に多くの文言を割いている。

以上のような国際姉妹都市締結の動きの中で、国内の自治体間の姉妹都市関係が締結され

ていく。国内姉妹都市関係の歴史も簡単にたどってみよう。この種の交流で最も早い例とされているものは、昭和36年(1961)、神奈川県藤沢市と長野県松本市の姉妹都市関係である。ともに日本の海と山の代表的な観光都市であることが締結の理由であり、自治体ホームページでも国内自治体同士の提携としては「全国初」であることが強調されている<sup>2)</sup>。もっとも、国内姉妹都市の「調印」の嚆矢は藤沢・松本間であるものの、それ以前から国内自治体間で明文化されていない交流関係が結ばれてもいた。

たとえば、奈良県の十津川村と北海道の新十津川村は、母村子村の関係にあり、集中豪雨によって壊滅的被害をうけた十津川村から600戸2489人の移住が行なわれた明治22年(1889)以来、交流があると強調されている。厳密な意味での姉妹都市とは言い難いが、十津川村・新十津川村との間では、他の姉妹都市関係と相似した交流が行なわれてもおり、『全国市町村要覧』等でも国内姉妹都市関係と同列で紹介されている。また、静岡県相良町(現牧之原市)と熊本県人吉市の友好都市関係は、昭和34年(1959)ころにはじまっている。相良町・人吉市の関係は、建久9年(1198)以来37代にわたって人吉球磨地方を治めた相良家が相良町の発祥であることを「縁」とするものである。さらに、福岡県豊津町(現みやこ町)と福島県会津若松市は、協定文書の調印は行われていないが、昭和31年(1956)以来友好関係にあるという。斗南藩から小笠原藩藩校に留学していた郡長正が寮内で自刃し、その墓が地域で大切にされていることに感激した会津若松市民が、当時の市長らとともに働きかけ、郡長正の先祖の墓の土台石と鶴ヶ城本丸の茶室の庭石を同藩校に寄贈している。平成22年(2010)4月30日には、郡長正公没後140年を記念した「会津若松市友好訪問歓迎レセプション」が豊津郷土史会の主導で開催され、会津若松市副市長、郡長正の遺族ら4名を迎え、郡長正を偲び交流を深めたという。翌日には甲塚墓地において、郡長正公140回忌墓前法要が関係者を含め約60名の参列者により行なわれた。このことを報じる自治体ホームページは「合併前の豊津町の時代から続いている会津若松市とみやこ町との交流と平和の大切さをあらためて確認した」としているが<sup>3)</sup>、むろん、交流が連綿と継続されていたと理解するわけにはいかない。いずれにせよ、昭和30年代初期から国内地域間の交流関係は取り結ばれつつあったが、明文化された国内姉妹都市締結関係は昭和30年代後半、西暦にして1960年代に発生したものであるということが出来る。

さて、この姉妹都市という文化は、国際・国内の別を問わず、「地方自治法」による規定があるわけではなく、「慣習」として理解すべきものである。市町村の合併協議に際しても、旧自治体の姉妹都市関係は「慣習」という項目を用意して処理されている場合がある。そのため、名称や各自自治体の認識、交流の内実も様々である。名称について言えば、友好都市、兄弟都市、夫婦都市、交流都市、友好親善姉妹都市など、多様な選択が行なわれている。これらの名称選択には相応の理由が与えられてもいる。一般に、「友好」都市の語は「姉妹」という語がはらむ長幼関係を忌避して、主に中国との国際交流の中で選択されてきた名称であるとされている<sup>4)</sup>。国内においても「友好都市」の名称は多いが、当該都市の系譜関係が交流の理由とされている場合も多く、これらの事例において、友好都市と姉妹都市との間に

実質的相違はない。

その一方、姉妹都市に準ずる交流関係を指して「友好都市」「交流都市」と称する事例も多い。香川県丸亀市の場合、行政ではなく観光協会間で交流を結んでいる都市を「交流都市」と称している。すなわち、友好都市・交流都市等の中には首長間の調印関係をもたないものが含まれてくることになる。ただし、丸亀市観光協会の場合、北海道京極町、秋田県由利本荘市（旧矢島町）の観光協会とは文書を取り交わしているが、その他の交流都市とは文書を交わしてはいない。また、観光協会の交流関係に「〇〇都市」などの名を与えない自治体も無数に存在することをつけたしておきたい。

以上、姉妹都市の定義やその歴史をめぐる基礎的事項を確認してきた。とりわけ、姉妹都市とは制度であるよりは「慣習」と理解すべきものであり法的規定がないこと、それ故に名称・内実ともに多様な交流の総称であり、比較的自由に交流への名づけが行なわれているという点を確認した。このことは、姉妹都市の全体を見渡す上で厄介な問題を惹起する。たとえば、機械的に総数を把握する上では、首長間の調印が一つの手掛かりになるかもしれない。自治体国際化協会もまた国際姉妹都市関係の統計作成に際し、その交流のオフィシャルティを重視した結果であろう、首長間の調印や議会による議決を指針としている<sup>5)</sup>。事実、自治体の広報誌やホームページにおいても、姉妹都市として明記されているのは首長間の調印が行なわれたものが多い。しかし、本章の事例でもみたように、全国には調印関係をもたない姉妹都市「的なるもの」が無数にみられる。それらは姉妹都市とは異質なものとは言い切れず、いずれ姉妹都市化する可能性を潜在させている。また、次章の議論を先取りして言えば、この種の交流関係はきわめて「動的」な性格をもっている。すなわち、調印関係にはあるが実質的交流のないもの、過去に交流・調印関係はあったが現在は消滅してしまった、という事例も無数に確認できるのである。したがって、現在の自治体間の調印関係にのみ絞った分析は、現実の複雑さに対して、シンプルではあるが偏りをはらんだ結果を導くものとなるだろう。そして、以上の複雑さは、聞き取り調査や過去の資料の収集・読解によって明らかになる性質のものである。このことは、悉皆調査に困難が伴うことを意味する。

次章では、国内姉妹都市・友好都市関係締結の傾向、および、交流関係締結の論理と傾向を明らかにする。その際、本章で確認した対象の性質に起因して、調印関係のない交流には筆者の聞き取り調査・資料調査が及ばなかった可能性があることを断わっておきたい。

## 2. 『全国市町村要覧』にみる姉妹都市・友好都市締結関係の論理

### 2.1 『全国市町村要覧』の資料的性格

全国に国内姉妹都市・友好都市（ないしそれに類する交流）関係は、どの程度の件数存在するのであろうか。算出の一つの指針になるのは『全国市町村要覧』（以下、『要覧』と略す）である<sup>6)</sup>。

『要覧』に記載の姉妹都市関係は、都道府県別に整理され、各市町村名、提携市町村名、提携市町村の所在都道府県名、提携年月日、備考として提携関係の名称が掲載されている。

関係締結の経緯や交流の実績を記述するものではない。同データは基本的に自治体からの回答に依拠している。一見して悉皆データ集としての活用を期待できそうではあるが、データを通覧するかぎり、若干の問題を指摘できる。

たとえば、おそらくは自治体からの回答に依拠している関係上、一方の自治体（仮にA）の欄に、ある自治体（仮にB）との交流関係が明記されているにも関わらず、Bの欄においてはAとの交流関係が明記されていない場合がある。これは後者の自治体からの回答にAとの交流についての言及がなかったために発生しているものと推測される。試みに、平成22年版の『要覧』と平成26年版の『要覧』を比較してみると、平成26年版には、平成22年版には記載されておらず、しかも平成22年よりも過去に締結されていた交流関係が記載されている。当初は自治体による申告が漏れていたものと推測される。

このことは、姉妹都市・友好都市の「捉え難さ」の表れでもある。もとより、姉妹都市・友好都市関係は、二つ以上の自治体の交流関係であり、調印の事実があるとはいえ、相互の認識や意欲には相違がある。また、姉妹都市・友好都市関係は、交流そのものの衰退・再生といったプロセス、合併という出来事など、今日さらに動的な性質を強めている。

以上の事情をふまえ、『要覧』はあくまで目安として参照することになるが、平成26年度版の『要覧』の姉妹都市・友好都市記載件数は1590件である（サミット等を除外した）。自治体Aと自治体Bの締結関係は、通常は自治体A・Bの双方の欄に記載されるため、「締結関係」数は単純計算でいえばその半分ということになるが、一方の自治体しか交流関係を記載していないケースがあるため、そのかぎりではない。なお、同一自治体間で複数の名目の締結関係を結んでいる場合があるが、ここではそれらは略している。つまり、締結されている盟約の件数ではなく、結びついている自治体と自治体との「関係」の件数を算出した<sup>7)</sup>。たとえば、静岡県静岡市は新潟県上越市と平成7年（1995）に姉妹都市関係を結び、平成22年（2010）には「集客プロモーションパートナー都市」関係を結んでいるが、筆者はこれを「静岡市と上越市との関係」として1度しかカウントしていない。以上に留意した結果、筆者の算出では姉妹都市・友好都市の締結関係数は808件であった。

先述のように『要覧』の記載には漏れが存在するため、これを国内姉妹都市関係の総数と捉えることは危険である。全自治体のホームページ、広報誌の調査、対面および電話での質問調査によって、過去・現在を問わず交流関係の有無を調査するかぎりでは、さらに多くの姉妹都市関係（ないしそれに類するもの）が、かつて存在していた（あるいは存在している）とみるべきである。ちなみに、『要覧』にはアクチュアルな関係のみが記載されているわけではない。確かに、既に関係の解消を宣言した自治体はここには記載されない。しかし、たとえば、秋田県の旧角館町と香川県の旧志度町は平成8年（1996）に友好都市関係を締結しており、両町がそれぞれ合併によって仙北市とさぬき市になって以降も、同関係は新市に引き継がれたはずであった。『要覧』にも、仙北市とさぬき市の友好都市関係が明記されているが、筆者の調査のかぎりでは、両市の交流は実質的に途絶えているとのことである。あるいは別の自治体では「昨年度までは交流関係にあったが、本年度は交流実態はな

い」と説明されるケースもあった。しかし、交流が絶えているような姉妹都市であっても、災害等の契機によって関係が再度意味付与されたり、更新・実質化されることがある。友好都市関係が空疎なものになっていると即断することはできないのである。

## 2.2 姉妹都市・友好都市締結関係の論理

先述のように、全国には少なくとも 808 件の「姉妹都市」や「友好都市」と呼ばれる自治体間の提携・協定関係が存在している。この中で、本稿が関心を寄せる「地域史を根拠とする姉妹都市関係」はどの程度存在するのであろうか。全自治体の姉妹都市・友好都市関係の締結経緯・締結理由を調査し、地域史への言及がみられるものをピックアップしていくと、本稿の関心に沿うものは 361 件見出すことができた。全 808 件の姉妹都市関係の締結年と、「地域史を根拠とする姉妹都市関係」の締結年をグラフ化すると図 1 のようになる。

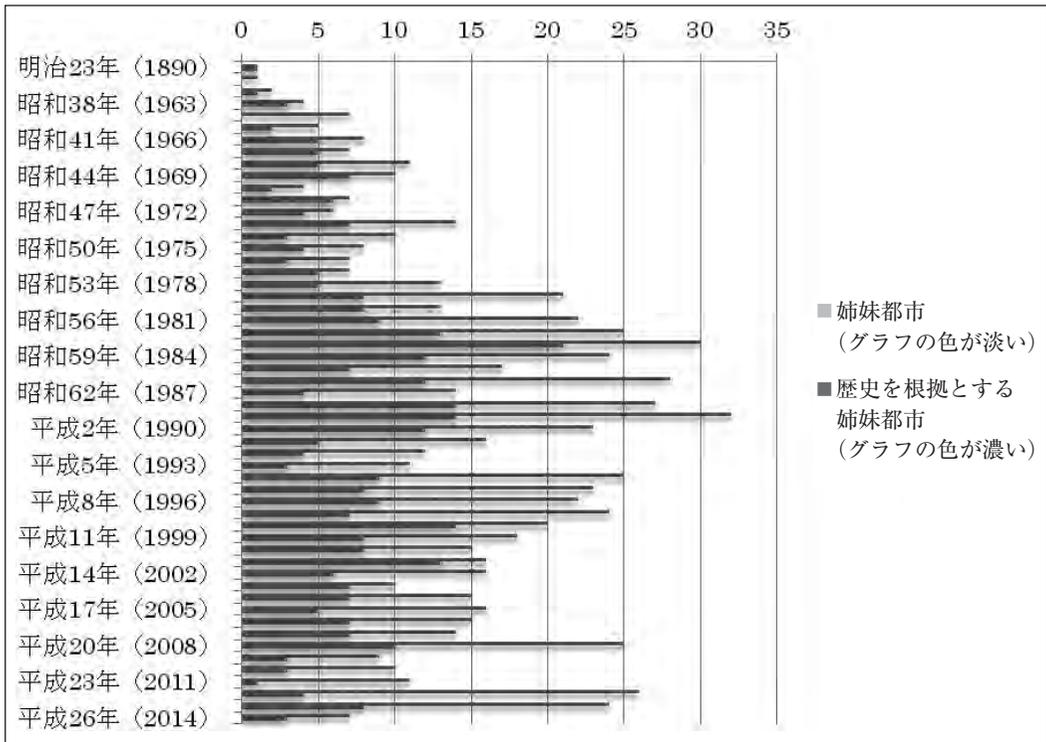


図 1. 姉妹都市および歴史を根拠とする姉妹都市の新規締結数の推移

※ 『要覧』 および筆者の調査から作成。

まず、グラフの中に明治 23 年 (1890) という、日本に姉妹都市文化が発生する以前の事例が存在するのは先述の十津川村・新十津川村の交流関係を指している。両自治体とも交流関係の開始を移住の年に定めて申告しているのである。ちなみに、十津川村と新十津川村の関係と相似する出来事を根拠とする姉妹都市関係は北海道には多く見出せる。

このグラフは、日本における国内姉妹都市の総数の推移ではなく、平成26年度現在、合併等によって関係が解消されていない姉妹都市関係の締結年度をおさえたものである。ここからは、昭和38年(1963)以降、新たな国内姉妹都市関係が持続的に締結され続けてきたことがわかる。昭和50年代以降の国内サミットの増加などもふまえるかぎり、地域的課題を自治体間の連携によって解決しようとする意識が一般化する流れの中で、国内姉妹都市は増加傾向にあると理解してよいだろう。平成22年度と平成26年度の『要覧』を比較するかぎりでは記載件数は明確に増加している。

グラフ上には、新規締結数が特に大きく伸びる機会がいくつかあるが、たとえば昭和末から平成初頭にかけての新規締結数の伸びは、中曽根内閣の昭和62年(1987)の「四全総(第四次全国総合開発計画)」が、基本的目標として「多極分散型国土の構築」を掲げ、自治体間の交流による地域活性化を目標に据えたことと連動している。また、平成7年(1995)の阪神・淡路大震災や平成23年(2011)の東日本大震災後にも、連携的防災への関心の高まりから姉妹都市関係締結が増加している。一方、そのような姉妹都市関係の中で、地域史を根拠とする新規締結は、若干の波はあるものの、どちらかといえば常に一定の割合で発生していると理解することができそうである。新規姉妹都市の急増現象は、むしろ、地域史を根拠とするものとは異なる姉妹都市関係の増加とみることもできる。とすれば、自治体同士が相互になんらかの縁を結ぼうとする際に、その根拠として「歴史」をもち出して来る傾向は、恒常的に存在してきたとみてよいだろう。

以上の概観をふまえ、姉妹都市関係締結の論理ないし契機を検討していく。まず、姉妹都市の「関係性」創出の様態に注目するかぎり、事例は「目的先行型」と「関係先行型」の二種に整理できる。なんらかの自治体の目的意識がまずあり、その目的に則すかたちで、いずこかの自治体を交流相手として選択していくようなあり方が「目的先行型」にあたる。一方、姉妹都市関係に先だってなんらかの「関係」がすでに存在しており(あるいは、そのような認識があり)、そのような関係を自治体間関係に置き換えるかたちで姉妹都市関係を締結するのが「関係先行型」である。

上記「目的先行型」の場合には、たとえば、「自らが海のある町なので、山間部の自治体と交流関係を結びたい」というものや、「市制〇周年記念事業の一環で、どこかの市町村との友好都市関係締結を希望していた」などといい、交流先の自治体は探索・選択の結果決定される。町づくりコンサルタントが仲人となり、当該業者が同様にコンサルティングを担当していた自治体を引き合わせた、というケースも見られる。一方、「関係先行型」の場合、交流先との関係はすでにあらかじめ存在している(あるいは、事後的に先行する関係として発見される)ことになる。このようにみた時、本稿が関心を寄せる地域史を根拠とする交流関係は「関係先行型」に相当するかのようであるが、そうともかぎらない。「目的先行型」と「関係先行型」とは、実は整然と区別できるわけではないのである。現在における交流の根拠を過去のなにかに求めるということは、すなわち、関係を過去に遡及して新たに創造することにほかならない。たとえ目的が先行する姉妹都市締結であっても、提携先の選択には

相応の関係性が考慮されるし、関係先行型であるとはいえ、そこにあらかじめなんらかの行政上の思惑が存在しないかぎり、姉妹都市締結という帰結には至り得ないのである。

以上の区分は、「関係性の意識」と「連携関係構築という目的」のどちらが先行するかという問題であるが、事前であれ事後であれ、関係性の意識は構築されることになる。したがって、具体的に事例を検討する上では、「目的先行型」・「関係先行型」という区分とは別の位相で、自治体相互が関連づけ合うあり方を注視する必要がある。その際、本稿では関係性の構築に交流の事実が先行するか否かという点を考慮する。すなわち、「関係」の有無と過去における「交流」の有無を弁別する。ここからは、交流が存在しない状態から関係性を新規に創出する、あるいは関係性を発見するタイプのものと、既存の人的交流を自治体間の関係性として敷衍・拡張するものとを区別することができる。

新たに創出される関係性とは、それまで交流の存在しなかった自治体間で、自治体名称や都市の規模、来歴、経験、主要産業、環境、抱えている課題、保持する文化資源などの共通性や近似性、相補性など、互いが互いに近しさを発見し、確認することでイメージされるものである。一方、既存の人的関係を自治体間関係の根拠とするものは、先述の関係先行型という文言と区別するならば、交流先行的な姉妹都市締結のあり方といえるであろう。このようにみた時、関係性が自覚されていたものの具体的な交流が存在しなかった自治体が新たに結びついていくような動態と、既存の交流に再度意味を付与していくような動態とが弁別可能になる。

自治体間は単一の論理によってのみ結びつくわけでもないが、上記の整理によって多くの姉妹都市関係を理解することが可能であろう。また、このような関係締結のあり方は原則的に国際姉妹都市の縮小版として理解可能である。たとえば、同名の都市が姉妹都市化する例は国際的にも類例が多い。近似した文化を保有する都市、たとえばドイツのケルンとブラジルのリオデジャネイロはともに著名なカーニバル文化を有することで提携関係を結んでいる。国際姉妹都市関係に際しても、上記の整理は適応可能ということができただろう。

本節では、国内姉妹都市の全体を概観した上で、やや図式的にはあるが、姉妹都市締結の論理を整理してきた。とりわけ、関係性を過去に遡及して創出しつつまったく新たな交流関係を構築しようとするものと、既存の人的交流を自治体間の交流に読み替えていくものがあることに注意すべきことを確認した。自治体が現在における何らかの営みに過去を利用しようとする様態を明らかにする上では、以上の整理が有効といえるだろう。

ここまでの議論をふまえ、以下では地域史を根拠とする姉妹都市関係の事例に検討を加えていく。

### 3. 地域史を根拠とする自治体間交流の諸相

#### 3.1 関係性創出的な姉妹都市締結

前節をふまえ、地域史を活用した姉妹都市・友好都市関係の諸相をおさえ、若干の考察を行なうことにしたい。ちなみに、以下で提示する事例には、『要覧』に記載のない、筆者の

事例番号	都市A	都市B	締結根拠	締結年
1	岩手県平泉市	和歌山県田辺市	武蔵坊弁慶の出生・死亡地	昭和57年(1982)
2	静岡県小山町	岡山県勝央町	坂田金時の出生・死亡地	昭和48年(1973)
3	静岡県小山町	京都府福知山市	坂田金時の出生・活躍地	平成24年(2012)
4	栃木県大田原市	岡山県井原市	那須与一の出生・祭祀地	昭和59年(1984)
5	北海道幕別町	宮城県東郷町 (現日向市)	若山牧水の出生・訪問地	昭和49年(1974)
6	静岡県下田市	山口県萩市	吉田松陰の渡海・出生地	昭和50年(1975)
7	愛知県岡崎市	岐阜県関ヶ原町	徳川家康の出生と合戦地	昭和58年(1983)
8	神奈川県茅ヶ崎市	愛知県岡崎市	大岡家と徳川家との主従関係および、大岡忠相の墓所所在地と忠相が初代藩主となった西大平藩所在地	昭和58年(1983)
9	長野県佐久市	愛知県岡崎市	藩主の領有地と生誕地	昭和58年(1983)
10	東京都三宅村	長野県高遠町 (現伊那市)	生島絵島それぞれの配流地	昭和45年(1970)
11	福井県今立町 (現越前市)	岡山県大原町 (現美作市)	宮本武蔵と佐々木小次郎の出生地とする説がある地	平成2年(1990)
12	千葉県流山市	長野県信濃町	小林一茶と秋元双樹の出生地	平成9年(1997)
13	新潟県糸魚川市	長野県長野市	カチューシャの歌関係者の縁	平成元年(1989)
14	新潟県糸魚川市	長野県中野市	カチューシャの歌関係者の縁	平成元年(1989)
15	新潟県糸魚川市	島根県金城町 (現浜田市)	カチューシャの歌関係者の縁	平成元年(1989)
16	長野県長野市	長野県中野市	カチューシャの歌関係者の縁	平成元年(1989)
17	長野県長野市	島根県金城町 (現浜田市)	カチューシャの歌関係者の縁	平成元年(1989)
18	長野県中野市	島根県金城町 (現浜田市)	カチューシャの歌関係者の縁	平成元年(1989)

表1 地域史に基づき新たに創出された都市間関係

※筆者の調査成果から作成。配列は本文内での言及順とする。

調査成果も含まれていることを断っておきたい。また、本節で言及する事例をまとめると表1のようになる。

前節末でおさえた関係性創出的なタイプに「歴史」が関わる場合、それは特定の歴史的事件とともに地域史の一部としてもつこと(出来事の共有)、あるいは地域史上に、ある特定の人物の活躍をともにもつこと(人物の共有)、それぞれの地域にゆかりの人物が何らかの接点をもったことを根拠とするケースが想定される。たとえば、岩手県平泉市と和歌山県田

辺市は、昭和 57 年（1982）姉妹都市関係を締結しているが、これは武蔵坊弁慶の生誕の地と終焉の地という関係を「縁」とするものである（事例 1）。両自治体の交流の過去があるわけではなく、弁慶という人物と縁が深い自治体という関係が新たに創出されている。同様の例は、静岡県小山町と岡山県勝央町が昭和 48 年（1973）に結んだ姉妹町関係の提携にも見出せる。小山町は坂田金時（金太郎）の誕生の地であり、勝央町が終焉の地であるという（事例 2）。なお、小山町は平成 24 年（2012）には、町制施行 100 周年を記念し、金時が鬼退治をした土地であるとして京都府福知山市と観光友好都市関係を締結している（事例 3）。

「生誕地—死没地」関係とは異なる事例もみてみよう。昭和 59 年（1984）締結の栃木県大田原市と岡山県井原市の友好親善都市提携は、那須与一との関係を根拠とするものである（事例 4）。大田原市は与一の生誕地であるが、井原市は与一の袖切れを祀る袖神稲荷神社を有するという点で関係締結が実現した。なお、与一をめぐる地域提携は一時期、サミット形式の複数自治体間での連携にも発展していた。こうした地域史をめぐるサミットは類例が多く、義経サミット、忠臣蔵サミット（元・義士サミット）、信長サミットなど、枚挙に暇がない。昭和 49 年（1974）の北海道幕別町と宮城県東郷町（現日向市）の友好町提携は、東郷町が牧水の生誕地である一方、幕別町は、町内の黒田温泉に大正 15 年（1926）に牧水が滞在したというわずかなゆかりしか持たない（事例 5）。また、昭和 50 年（1975）締結の静岡県下田市と山口県萩市の姉妹都市締結は、萩出身の吉田松陰が下田にて渡米を試み、失敗したという出来事をふまえている（事例 6）。昭和 58 年（1983）に「ゆかりの町協定」を締結した愛知県岡崎市と岐阜県関ヶ原町は、徳川家康という人物との「ゆかり」を共有している（事例 7）。岡崎市は家康の出生地、関ヶ原町は家康が勝利した天下分け目の合戦場であり、家康や各将の陣跡など、無数の関連史蹟を有している。なお、岡崎市の「ゆかりの町協定」は、昭和 58 年（1983）の NHK 大河ドラマ『徳川家康』による家康ブームをうけ、岡崎市が関連自治体に働きかけていたものであり、神奈川県茅ヶ崎市への働きかけ（事例 8）についてはすでに拙稿で触れた（及川 2010）。このほか、「ゆかりの町協定」は長野県佐久市とも締結されているが（事例 9）、これは龍岡藩主・松平乗謨が岡崎市の生まれであることを縁としており、締結に先立ち、岡崎市の「家康祭り」に関係者が招待されるなどの交流がはじまっていた。

小山町の例が「観光友好都市」であり、岡崎市の動きが大河ドラマと「家康ブーム」を受けたものであることに端的に表れているように、地域史上に同じ事件ないし同じ人物の事績をもつ自治体同士にみられる締結関係は、歴史を観光資源として連携的に活用しようとする目論見が顕著である。すなわち、地域内ですでに資源的価値の見出されている「歴史」を、連携関係の中でさらに効果的に利用しようとするものといえる。姉妹都市関係締結それ自体を、資源的価値の活性剤にしようとする意識もあるだろう。

同一人物ではなく、人物間のつながりを自治体間の関係の根拠にしようとするものもここに該当する。自治体間の縁に読み替えられる人物間の関係としては、事件の当事者同士、ライバル関係、師弟関係、協働関係といったものもある。昭和 45 年（1970）に締結された東

京都三宅村と長野県高遠町（現伊那市）の友好町村関係は、近世の絵島生島事件に際し、絵島が高遠に、生島新五郎が三宅島に流罪となったことを縁としている（事例10）。福井県今立町（現越前市）と岡山県大原町（現美作市）の姉妹都市関係（平成2年〔1990〕締結）は、宮本武蔵と佐々木小次郎の関係をふまえたものである（事例11）。大原町は武蔵の、今立町は小次郎の出身地とする説がある。平成9年（1997）の千葉県流山市と長野県信濃町の姉妹都市関係締結は、小林一茶とその友人であり俳人の秋元双樹との関係を意識したものである（事例12）。信濃町は一茶の生まれた地であり、流山市は双樹の故郷だったという。平成元年（1989）に知音都市と称して提携を結んだ新潟県糸魚川市、長野県長野市、長野県中野市、島根県金城町（現浜田市）は、《カチューシャの唄》に関わった人物たちの出身地であった（事例13～18）。四市（町）の交流は金城町が提唱したものという。周知のように、《カチューシャの唄》は芸術座が大正3年（1914）に上演したトルストイの「復活」の劇中歌だったが、芸術座の主催者であり楽曲の1番の作詞を行なった島村抱月の出身地が金城町、作曲者・中山晋平の出身地が中野市、楽曲の2番以降の作詞を担当した相馬御風の出身地が糸魚川市、歌手の松井須磨子が長野市出身である。これは人物間のつながりを根拠としてはいるが、資源的価値への期待は、むしろ《カチューシャの唄》の知名度に向けられているようである。

以上は地域史を根拠としながらも、つまり「過去」を素材としながらも、自治体と自治体が「新たな」論理によって「新たな」関係を結ぼうとするものであった。その一方、過去に存在した交流の「復活」や「継続」を演出するような姉妹都市締結が存在する。

### 3.2 既存の交流を敷衍・拡張する姉妹都市締結

ここで取り上げるのは、自治体住民間の交流、あるいは、現自治体の範囲内にかつて存在した地方政治機構等が他地域と取り結んでいた交流を、現自治体間で取り結ぶ交流の根拠とするものである。ここで言及する事例を表2に整理しておく。

注意すべきことは、歴史上の交流関係を根拠とするとはいえ、過去からの交流が連続と継続してきたケースは極めて稀だということである。

まず、比較的近い過去における交流を根拠とするケースを取り上げたい。すなわち、第二次世界大戦下の諸交流によって姉妹都市・友好都市関係が締結されている事例である。たとえば、平成9年（1997）に友好都市関係を締結した群馬県中之条町と東京都北区の交流は、昭和19年（1944）、北区内滝野川地区の児童約2000人が、中之条町内の四万温泉等に学童疎開していたことにちなむ（事例19）。昭和61年（1986）、区長ほか疎開体験者250名が、中之条町の「第二のふるさとでの集い」（合併30周年記念事業）に招待されたことで友好関係がスタートしたという。また、昭和56年（1981）に友好都市関係を締結した山形県鶴岡市と東京都江戸川区は、上記と同様、江戸川区内の児童・生徒が鶴岡市及びその周辺に疎開したことを縁とする（事例20）。興味深いのは、鶴岡市と江戸川区の交流開始の契機は、昭和39年（1964）の新潟地震に際し、疎開経験者らが支援活動を行なったことだという点で

地域史を根拠とする自治体間交流の諸相

事例番号	都市A	都市B	締結根拠	締結年
19	群馬県中之条町	東京都北区	疎開者の縁	平成9年(1997)
20	山形県鶴岡市	東京都江戸川区	疎開者の縁	昭和56年(1981)
21	高知県野市町 (現香南市)	沖縄県具志頭村 (現八重瀬町)	戦死者出身地と慰霊の地	平成5年(1993)
22	岩手県葛巻町	沖縄県北中城村	戦友の遺骨を届け、交流開始	平成元年(1989)
23	愛知県蒲郡市	沖縄県浦添市	戦死者出身地と慰霊の地	昭和56年(1981)
24	岩手県雫石町	静岡県富士市	事故発生地と事故死者出身地	平成25年(2013)
25	青森県むつ市	福島県会津若松市	移住地と出身地	昭和59年(1984)
26	北海道瑞野町 (現北見市)	宮城県丸森町	移住地と出身地	平成8年(1996)
27	青森県弘前市	群馬県尾島町 (現太田市)	弘前藩の所在地と所有地	平成18年(2006)
28	福島県白河市	埼玉県行田市	近世の国替の縁	平成10年(1998)
29	福島県白河市	三重県桑名市	近世の国替の縁	平成10年(1998)
30	埼玉県行田市	三重県桑名市	近世の国替の縁	平成10年(1998)
31	京都府福知山市	長崎県島原市	国替に伴う移住の縁	昭和58年(1983)
32	茨城県古河市	福井県大野市	藩主の血縁関係	平成元年(1989)
33	滋賀県彦根市	香川県高松市	藩主家の姻戚関係	昭和41年(1966)
34	兵庫県伊丹市	長崎県大村市	藩主家の姻戚関係	昭和55年(1980)
35	秋田県協和町 (現大仙市)	宮崎県佐土原町 (現宮崎市)	戊辰戦争に際する味方関係	平成13年(2001)
36	山形県温海町 (現鶴岡市)	鹿児島県大隅町 (現曾於市)	戊辰戦争に際する敵対関係	平成13年(2001)
37	茨城県水戸市	滋賀県彦根市	安政の大獄・桜田門外の変等の和解	昭和43年(1968)

表2 地域史上の既存の交流に基づく都市間関係

※筆者の調査成果から作成。配列は本文内での言及順とする。

ある。江戸川区のホームページは「友情の輪を区民・市民全体に広げ平和の尊さを語り継ごう」(下線筆者)との意図から、友好都市関係を結んだとする<sup>8)</sup>。

この事例からも明らかなように、過去に発生した一部の人々による「美しい」交流の事実を、自治体の住民一般にも拡張する意図がここにはある。また、ここには「過去を継承すること」への意欲もうかがわれる。姉妹都市締結は、交流それ自体を記憶化しようとする際にも有用視されているといえることができる。

疎開とは異なる事例もあげておく。平成5年(1993)に締結された高知県野市町(現香南

市)と沖縄県具志頭村(現八重瀬町)の姉妹都市関係は、昭和41年(1966)、具志頭城址に高知県「土佐之塔」が建立され、以降、高知県遺族会が毎年慰霊訪問を行なったことから交流が開始されている(事例21)。同種の交流は、岩手県葛巻町と沖縄県北中城村の姉妹町村関係(平成元年[1989]締結、事例22)、愛知県蒲郡市と沖縄県浦添市の友好都市関係(昭和56年[1981]締結、事例23)などがある。また、慰霊が取り持った関係という点でいえば、平成25年(2013)締結の岩手県雫石町と静岡県富士市の友好都市提携のような例も新たに生まれている(事例24)。これは、昭和46年(1971)の「全日空機雫石衝突事故」の犠牲者162名に富士市民125名が含まれていたことをふまえている。雫石町と遺族らの実際的交流を拡張させたものにほかならないが、事故の悲惨さを語り継ごうとする意志、あるいは、事故を教訓として提示し続ける目的も見出すことができる。両市間では、遺族のみならず、児童交流も行なわれ、慰霊の森の清掃等を行なっている。

なお、戦争をめぐる体験の記憶は、当事者の死没が相次ぐ一方、過去を追体験せしめる諸事物が生産され続けており、個人的体験の記憶と文化的記憶の過渡期にある。とりわけ、個人の体験の記憶に依拠する姉妹都市関係が、やがて間接的にしか戦争を知らない世代に完全に引き継がれた時、どのような変質を遂げるのかは注視が必要といえるだろう。

次に取り上げるべきものとして、住民の開拓・移住関係を姉妹都市関係として再構成するケースがある。先ほどの十津川村・新十津川村の母村子村関係も当然これにあたるが、北海道地域以外にも事例は存在する。昭和59年(1984)に結ばれた青森県むつ市と福島県会津若松市の姉妹都市関係は、会津藩士の移住を縁としている(事例25)。戊辰戦争に敗れた後、会津藩士らは、明治2年(1869)、現在のむつ市に「斗南藩」を立藩している。同姉妹都市関係の締結は若松城築城600年を記念して行なわれた。開拓・移住関係の場合、自治体の住民間には、血縁・系譜関係や文化的共通性が存在する場合もある。平成8年(1996)の北海道瑞野町(現北見市)と宮城県丸森町の姉妹町提携は、神楽の継承・復活の動きが契機となった(事例26)。瑞野町は、昭和5年(1930)に丸森町からの入植者によって開拓された町だが、瑞野町豊実地区に伝わる「豊実神楽」もまた丸森町の山伏神楽を持ち伝えたものであった。第二次世界大戦以降、後継者不足のため中断していた豊実神楽を、昭和47年(1972)に復活させようと瑞野町の保存会が立ち上がり、有志が丸森町を訪問、復活・継承を実現させた。姉妹都市関係はこの訪問を機としている。

以上は、開拓団・移住者の子孫が組織を結成しているような場合もあり、いわば先祖が暮らしていた土地、遠い親戚が今も暮らしている土地との交流である。住民の系譜意識や実際的交流の過去をふまえたものであるわけだが、以下で示す近世以前の交流関係を根拠とする姉妹都市関係は、住民の生活感情とはやや乖離した論理で結ばれていく。

まず、近世期の為政者による支配・領有関係が姉妹都市化されるケースを紹介してみたい。平成18年(2006)に友好都市の盟約締結を行なった青森県弘前市と群馬県尾島町(現太田市)は、関ヶ原合戦の功績により尾島地域が弘前藩領であったことに基づいている(事例27)。平成10年(1998)に、福島県白河市、埼玉県行田市、三重県桑名市の三都市間で

締結された友好都市関係は、文政6年(1823)の国替えを縁としている(事例28~30)。すなわち、幕命によって、現在の行田市を治めていた忍藩主の阿部正権が白河藩へ移封され、白河藩主の松平定永が桑名藩へ移封され、桑名藩主の松平忠堯が忍藩に移ったことを根拠としている。国替えを根拠とする例は他にも多く、昭和58年(1983)に姉妹都市となった京都府福知山市と長崎県島原市は、寛文9年(1669)に福知山城主・松平忠房が島原藩に国替えとなり、家臣とともに移り住んだことを「縁」としている(事例31)。このように、領地替えによって複数地域を治めた経緯のある人物ないし一族を介して、旧領地間が姉妹都市関係を結ぶというケースは、為政者が領地を転々と変えてきた日本の歴史的事情を反映した特殊現象と言い得るのではないかと推測する。いずれ諸外国における事例も視野に含めて、再度検討することを課題としたい。

次に、歴史上の人物の人間関係をベースとするものを取り上げて見る。まず、「領主の血縁や姻戚関係に基づくもの」である。領主の個人的な交流関係を、都市の系譜関係として創造しなおす発想であり、地域住民それぞれの系譜とはほぼ無関係であることは言うまでもない。平成元年(1989)締結の茨城県古河市と福井県大野市の姉妹都市関係は、古河藩主土井利勝の四男・利房が大野藩祖であるということを縁としている(事例32)。また、昭和41年(1966)に姉妹都市関係を結んだ滋賀県彦根市と香川県高松市は、彦根藩13代藩主の井伊直弼の次女が高松城主に嫁いでいることをふまえたものである(事例33)。兵庫県伊丹市と長崎県大村市の姉妹都市(昭和55年[1980]締結)は、大村城主・大村純信が伊丹勝長から妻を迎え、かつ、勝長の四男を養子としたことを縁としている(事例34)。

歴史上の敵対・同盟関係を縁とするケースもある。そもそも、国際的な姉妹都市の文化は第二次世界大戦への反省と連動していたわけだが、筆者の確認できた国内のケースはその大半が幕末の政治状況、あるいは戊辰戦争に関わるものであった。平成13年(2001)に「有縁都市」締結をした秋田県協和町(現大仙市)と宮崎県佐土原町(現宮崎市)は、戊辰戦争に際して味方の関係にあった(事例35)。奥羽越列藩同盟に参加しなかった秋田藩への援軍に向かった佐土原藩士は、協和町唐松周辺や各所で戦死し、遺体は同市内で祀られていた。有縁都市関係は、佐土原藩士の子孫が協和町を訪問する中で生まれた交流がもとになっている。一方、敵対関係を友好交流に転じようとしたものとしては、平成13年(2001)に友好姉妹都市盟約を締結した山形県温海町(現鶴岡市)と鹿児島県大隅町(現曾於市)の例がある(事例36)。両町は、戊辰戦争に際して関川地区で戦闘した経緯がある。また、昭和43年(1968)に親善都市となった茨城県水戸市と滋賀県彦根市は、明治100年の記念として、安政の大獄や桜田門外の変以来の歴史的なわだかまりを超えて友好関係を結ぶに至った(事例37)。これに際し、敦賀市の仲立ちがあったという。ただし、戊辰戦争に淵源する複雑な感情は、時としてこのような「和解のパフォーマンス」を拒絶する。昭和61年(1986)、山口県萩市が会津若松市に申し入れた姉妹都市提携は拒否されている<sup>9)</sup>。このような歴史をめぐる感情のざわめきを捉える上では、国内姉妹都市・友好都市関係をめぐる動向は好個の分析素材といえるだろう。とりわけ戊辰戦争は、人々の歴史意識・歴史認識を論じる上で、興

味深い主題となるかもしれない。

以上、既存の人的交流を自治体の交流関係へと拡張させた事例を検討してきた。ここでの事例は、いずれも自治体区画が包括する土地ないしは住民の記憶と関わっている。疎開等の事例は、一部の人々の「美しい」交流の記憶を自治体の成員一般に拡張しつつ継承しようとするものであった。その一方、前近代の為政者の領有関係や姻戚関係を自治体間の縁として読み替える発想は、過去の継承の側面があるものの、それは地域住民の体験の記憶に淵源するものとは言い難い。内戦の同盟・敵対関係に依拠する国内姉妹都市関係は、体験の記憶から文化的記憶への移行を終えた事例と考えられる。それが現実的意味で、対立的感情の継承を断絶させる効用をもつか否かは別の問題であるが、姉妹都市の締結が過去の清算を象徴するイベントであるかのように認識されていることがうかがえる。

## 結びにかえて

以上、地域史を根拠とする姉妹都市・友好都市関係の締結論理の諸相をおさえてきた。本稿では各自治体の姉妹都市締結の論理を「目的先行型」と「関係先行型」に整理した。すなわち、明確な目的を伴う姉妹都市締結の意志が先行し、目的にかなった自治体を探索・選択し、姉妹都市関係の申し入れをするような締結のあり方と、なんらかの関係性の認識が先行する締結のあり方である。ただし、目的先行であっても相応の関係づけが行なわれること、あるいは、先行する「関係」は、自治体の「目的」のもとで、その「先行性」とともに想像／創造されている場合もあることをここで再確認しておく。また、関係づけの様態に注目した時、共通性などの認識を通して新たな「関係」を創出していくものと、既存の交流を自治体間関係に敷衍・拡張するものとを区別した。本稿では、この関係づけの二様のあり方を弁別しながら、地域史に基づく姉妹都市交流の事例を検討していった。地域史上の事件なり人物なりをからめた関係創出的な姉妹都市交流は、歴史資源の活用を志向した連携という面がうかがえた。一方、既存の交流関係を敷衍・拡張する姉妹都市提携には、体験や過去の出来事の公共化と次世代への継承への志向性がうかがわれた。何らかの過去における交流を、今日の交流関係に重ねつつ継続せしめようとする点において、姉妹都市締結は特定の過去を公共の記憶にとどめようとするための一手段、すなわち、記憶装置（何かを人々に思い出させようとする仕掛け、思い出される過去像を方向づける仕掛け）の産出として捉え得る。それゆえにこそ、姉妹都市の締結は戊辰の和解と関連づけられているのである。

最後に、以下の点を課題として確認しておく。

第一に、特定の歴史的出来事の人々がどのように認識し、またその出来事にかかわる人物の表象をどのように体験しているのかという問題への関心から、個別の交流にインテンシブな調査を試みるべきことである。本稿で行なった作業は、適切な調査対象の選定に向けた基礎的作業と位置づけ得る。とりわけ、それを資源化論的に捉えるにせよ、記憶論的に捉えるにせよ、姉妹都市締結という現象を、個別事象のどのような文化的プロセスの中にどのように位置づけ得るのかという問題がキーになってくる。たとえば、及川（2010）は茅ヶ崎市の

大岡忠相表象史に関する調査に際して岡崎市との交流事業を観察しているが、本稿の作業において、それがどのような同時代的状況を反映したものであるかを理解することができた。このほかの個別事象についても、本稿で行なった俯瞰的作業との関連を意識しつつアプローチしていく必要がある。たとえば、姉妹都市締結という出来事は疎開体験者の交流史や戦争・災害関係者や遺族の行動にどのように影響するのか、という問いが要請される。

第二に、本稿の視点から国内自治体の国際姉妹都市締結ないし海外の状況を分析的に探ることを課題としたい。とりわけ、第二次世界大戦の敗戦国であり、国土を東西に分断された過去のあるドイツの姉妹都市関係などは興味深い主題といえるかもしれない。また、日本国内の自治体連携に、前近代の封建制社会における為政者の姻戚関係や血縁関係が根拠として持ち出されるという現象の特殊性の程度が確認できた時、日本人の歴史をめぐるメンタリティと関わるような大きな主題へのアプローチが可能となるように思われるのである。

[付記] 本稿は、平成23年(2011)10月の日本民俗学会第63回年会(於・滋賀県立大学)にて行なった個人研究発表「歴史を媒介とした地域間交流の諸相—『ゆかり』の人物の資源化とその活用をめぐる基礎的考察—」に基づきつつ、使用データおよび議論の内容を大幅に改めたものである。

## 注

- (1) 一般財団法人・自治体国際化協会：<http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/ans01.html> (2015年12月30日アクセス)。
- (2) 藤沢市ホームページ：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/heiwakokusai/kyoiku/bunka/toshikoryu/shimai/matsumoto.html> (2015年12月30日アクセス)。
- (3) みやこ町ホームページ：<http://www.town.miyako.lg.jp/sougouseisaku/kankou/spot/koorinagamasa.html> (2015年12月30日アクセス)。
- (4) 一般財団法人・自治体国際化協会：<http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/ans02.html> (2015年12月30日アクセス)。
- (5) 一般財団法人・自治体国際化協会：<http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/ans01.html> (2015年12月30日アクセス)。
- (6) とくに断りがなにかぎり、本稿でいう『要覧』は平成26年(2014)11月刊行の「平成26年版」を指すものとする。
- (7) 一般財団法人・自治体国際化協会の国際姉妹都市締結件数に関する統計によれば、平成26年(2014)12月31日現在、全国863自治体が1670件もの国際姉妹都市関係を締結している(<http://www.clair.or.jp/cgi-bin/simai/j/00.cgi> [2015年12月30日アクセス])。国際姉妹都市関係は平成年間の推移をみるかぎりでも、この25年間で768件から倍以上に増加している。

- (8) 江戸川区ホームページ: [https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/gaiyo/yuko\\_shimai/tsuruoka.html](https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/gaiyo/yuko_shimai/tsuruoka.html) (2015年12月30日アクセス)。
- (9) 東日本大震災に際し、萩市は歴史的関係のある会津若松市に対し、救援物資を送っている。返礼として会津若松市長は萩市を訪問しているが、戊辰の和解に赴くのではないと明言している。

### 参考文献

- 及川祥平, 2010, 『「ゆかり」の人物にちなむ祭礼—茅ヶ崎市の大岡越前祭を事例に—』成城大学民俗学研究所グローバル研究センター。
- 国土交通省, 2005, 『姉妹都市交流の観光への活用に関する調査』。
- 小島孝夫編, 2015, 『平成の大合併と地域社会の暮らし—関係性の民俗学』明石書店。
- 市町村要覧編集委員会, 2010, 『全国市町村要覧(平成22年版)』第一法規。
- 市町村要覧編集委員会, 2014, 『全国市町村要覧(平成26年版)』第一法規。
- 鈴木厚志, 2002, 「地域間交流事業からみた都市と農村」松崎憲三編『同郷者集団の民俗学的研究』岩田書院, 227-250頁。
- 山田浩久, 2012, 「自治体間の交流事業が災害救援活動に果たす役割」『山形大学紀要(人文科学)』17巻3号, 71-90頁。

### 新聞資料

- 朝日新聞社『朝日新聞』昭和34年(1959)11月26日号(夕刊)。

## **Intranational Sister Cities Partnerships Based on Local History**

**Shohei OIKAWA**

Partnerships between municipalities based on historical figures or traditional ties can be found all over Japan. Focusing on the way that local history is treated by local governments, this paper analyzes the basis on which partnerships between different municipalities are formed. Intranational partnerships between municipalities in Japan can be broadly classified into two types: Partnerships based on current ties between cities that are then retroactively projected into the past, and partnerships based on historical ties between local groups and individuals that are then expanded to cover the municipalities in their entirety. This paper shows that the former represents a form of cooperation that uses local history as a cultural resource in a very effective manner, while the latter type of partnership is formed with collectivization of the past and the transmission of historical memory to future generations in mind. This type in particular could be considered a means of memorialization.

**Keywords:** intranational sister cities partnership, cultural memory, representation of history, historical local figure